

「島根県消費者センター条例」改正（案）の概要に関する
パブリックコメントの実施結果について

○意見募集期間：平成27年12月28日（月）～平成28年1月15日（金）

○ご意見の提出者数：1名

いただいたご意見	県の考え方
<p>書道業者の中には、高齢の方のご自宅や教室に押しかけて、何か買うまで帰ろうとせず、長時間滞在する業者がおられます。</p> <p>あわせて不必要な高額商品を不適切な価格ですすめ、恐怖心から購入してしまうケースもあるようです。</p> <p>結果、書道をするのが嫌になり、やめてしまう高齢の方が多いということは、大きな問題ではないでしょうか。</p> <p>そのような押しかけ訪問販売に対して、何か手を打つことはできないでしょうか。</p>	<p>このたびは、ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見は、高齢者を対象とした訪問販売における悪質商法の事案に係るものであり、特定商取引法等に基づく行政処分の実施の対象となり得るものです。</p> <p>島根県消費者センターは、消費者安全法に基づく消費生活センターとして、消費者からの消費生活に関する相談をお受けしておりますが、同じ場所に、県の消費者行政全般を行う機関（消費とくらしの安全室）を併設し、上記の処分の実施等は当該機関の所掌事務としております。</p> <p>ご意見にあるような具体的な事案が認められた際には、当該機関の責任におきまして、厳正に対処するよう努めて参ります。</p> <p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p>